

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	後期高齢者医療制度に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療の資格管理、保険給付及び保険料賦課・徴収などに関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に利用している。 1 後期高齢者医療の資格管理・保険給付 ①広域連合電算処理システムとの世帯構成の変更などの異動情報の連携 ②資格確認書、特定疾病療養受療証等の発行・管理に関する事務 ③後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤後期高齢者医療に係る申請の受理、審査、応答に関する事務 ⑥一時差止めに関する事務 ⑦保健事業の実施に関する事務 2 後期高齢者医療の保険料賦課・徴収管理 ①後期高齢者医療保険料の決定を行う後期高齢者医療広域連合との被保険者情報の連携 ②督促告・滞納処分等を行うための保険料収納状況の確認 ③後期高齢者医療広域連合で決定した保険料の期割額の作成 ④保険料の収納方法の変更・保険料口座振替の登録 ⑤保険料の過誤納付部分の還付事務
③システムの名称	1 後期高齢システム 2 団体内統合宛名システム 3 広域連合電算処理システム

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル
 後期高齢者医療保険料賦課・収納情報ファイル
 資格管理ファイル
 給付管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表85の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第1 区長の部1の2の項、別表第2 1の3の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第2条 別表第1 1の2の項 第3条 別表第2 1の6、1の7、1の8の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	区民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区区民部国保年金課後期高齢者医療資格・給付担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6192 墨田区区民部国保年金課後期高齢者医療保険料担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-8100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区区民部国保年金課後期高齢者医療資格・給付担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6192 墨田区区民部国保年金課後期高齢者医療保険料担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-8100
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書の保管や破棄をする際に、手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・申請書等の書類は、鍵付き書棚に厳重に保管・管理している。 ・電子記録媒体は、鍵付き書棚に厳重に保管・管理している。また、事前に許可を得ている媒体のみ使用できるよう業務端末上制限をし、かつパスワードを設定している。 ・封入・封かん等の作業については、複数の職員でダブルチェックし、確認を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	対象人数 いつ時点の計数か	2017/3/31 時点	2018/3/31 時点	事後	
平成30年3月31日	取扱者数 いつ時点の計数か	2017/3/31 時点	2018/3/31 時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更による。
令和1年12月13日	システムの名称	3 中間サーバー	項目削除	事後	区の業務範囲を見直したため。
令和1年12月13日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年12月13日	I 関連情報 4 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	区の業務範囲を見直したため。
令和1年12月13日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療被保険者台帳	後期高齢者医療関連情報ファイル	事後	特定個人情報ファイルの範囲を見直したため。
令和1年12月13日	Ⅳ リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	情報移転の範囲を見直したため、項目追加。
令和1年12月13日	Ⅳ リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	項目削除	事後	I関連情報 4情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 について、実施しないに変更したため。
令和1年12月13日	Ⅳ リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスク対策は十分か	十分である	項目削除	事後	I関連情報 4情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 について、実施しないに変更したため。
令和1年12月13日	Iー8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6241	墨田区民部国保年金課後期高齢者医療資格・給付担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6192 墨田区民部国保年金課後期高齢者医療保険料担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-8100	事後	
令和2年6月11日	対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年6月11日	Ⅱ しきい値判断項目ー3. 重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和3年6月10日	対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和3年5月28日時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和3年5月28日時点	事後	
令和4年6月10日	対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月28日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和4年6月10日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月28日時点	令和4年5月31日時点	事後	
令和6年8月26日	対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日時点	令和6年5月31日時点	事後	
令和6年8月26日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日時点	令和6年5月31日時点	事後	
令和6年8月26日	特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療関連情報ファイル	後期高齢者医療関連情報ファイル 後期高齢者医療保険料賦課・収納情報ファイル 資格管理ファイル 給付管理ファイル	事後	特定個人情報取扱事務管理票の見直しにより、「特定個人情報ファイルの名称」を追記したため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 59の項 ・番号法別表第一 主務省令で定める事務を定める命令第46条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表85の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第1 区長の部1の2の項、別表第2 1の3の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の2の項 第3条 別表第2 1の6、1の7、1の8の項	事後	番号法が改正されたため。
令和7年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療の資格管理、保険給付及び保険料賦課・徴収などに関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に利用している。 1 後期高齢者医療の資格管理・保険給付 ①広域連合電算処理システムとの世帯構成の変更などの異動情報の連携 ②被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、被保険者資格証明書及び特定疾病療養受療証の発行・管理に関する事務 ③後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤後期高齢者医療に係る申請の受理、審査、応答に関する事務 ⑥一時差止めに関する事務 ⑦保健事業の実施に関する事務 2 略	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療の資格管理、保険給付及び保険料賦課・徴収などに関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に利用している。 1 後期高齢者医療の資格管理・保険給付 ①広域連合電算処理システムとの世帯構成の変更などの異動情報の連携 ②資格確認書、特定疾病療養受療証等の発行・管理に関する事務 ③後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤後期高齢者医療に係る申請の受理、審査、応答に関する事務 ⑥一時差止めに関する事務 ⑦保健事業の実施に関する事務 2 略	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	【情報照会】 +番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 117の項	事前	
令和7年6月27日	対象人数 いつ時点の計数か	令和6年5月31日時点	令和7年5月30日時点	事後	
令和7年6月27日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月31日時点	令和7年5月30日時点	事後	
令和7年6月27日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(入手)	十分である	事前	
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	特定個人情報の記載がある申請書の保管や破棄をする際に、手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	・申請書等の書類は、鍵付き書棚に厳重に保管・管理している。 ・電子記録媒体は、鍵付き書棚に厳重に保管・管理している。また、事前に許可を得ている媒体のみ使用できるよう業務端末上制限をし、かつパスワードを設定している。 ・封入・封かん等の作業については、複数の職員でダブルチェックし、確認を行っている。	事後	